

3908.90 1. Darex side seam cement No.8304

本品は、鉛色半透明の可撓（とう）性を有する丸型棒状（直径約 1.5 センチメートル、長さ 13 センチメートル）の熱可塑性物質で、加熱殺菌しない製品用の缶のサイドシームを封ずるために製造された強い耐衝撃性を有する接着剤である。使用に際しては溶融装置に投入し、191～202℃に溶融して塗布する。税関における分析では、ポリアミド樹脂よりなるものと認められた。

本品は、丸型棒状であるが、一定のサイズの管、棒ではなく、使用に際してはこれを一たん溶融するものであり、形状は単に溶融作業を容易にするための仮の型であるとみなし、塊、粒、フレーク、粉その他これらに類する形状のものとして本号に属する。

3913.10 1. Manutex RSX 及び Manutex FX

本品は、いずれも海草を原料として得られるアルギン酸ナトリウムを主体とするかっ色の粉末であり、税関分析によると、Manutex RSX は硫酸ナトリウムを約 30%、Manutex FX は尿素を約 9% 含有している。

本品は、主として織物の捺染用の糊の調製に使用されるが、製紙工業における紙のコーティング、溶接用のフラックスの調製等にも使用される。

織物の捺染に使用する場合には、通常メタリン酸ナトリウム及び水と混合して適当な粘度を有するペースト又は液に調製しておき、これに染料及び織物の種類に応じて水、尿素、炭酸ナトリウム、炭素水素ナトリウム、スルホン酸ナトリウム等を加えて捺染糊とする。

本品は、硫酸ナトリウム又は尿素を含有するアルギン酸ナトリウムであるが、関税率表解説第 39.13 項には、保存や標準化のために無機塩類、尿素、有機酸等を加えたアルギン酸ナトリウムは同項に属する旨が記載されている。

また、本品は、特定の工業に限らず使用され、かつ織物の捺染糊として使用する場合にも、染料や織物の種類に応じて、さらにメタリン酸ナトリウム、尿素、炭酸ナトリウム等を加えて調製したのち使用されるので、本品自体は用途が特定化されているとは認められない。

したがって、本品は、アルギン酸ナトリウムを標準化したものと認め、本号に属する。

3913.90 1. Kelzan Gum

本品は淡かっ色の粉末で、無味、水に溶解して安定性の大きい粘ちゅうな溶液をつくる。成分としては輸入者側より提供された資料によると、単に「発酵 (fermentation) によって得られた高分子多糖類ガム」とあり、税関分析の結果では、そのほとんど大部分を占める酸性多糖類は構成要素としてピルビン酸、グルクロン酸、マンノース、グルコースを含む特殊なものであることが判明した。

他方、文献によると、植物病原体として知られる *Xanthomonas* 属の細菌がグルコースを含有する培養液中に生成する粘質物はピルビン酸を構成要素にもつ多糖類であることが判明している。

用途は、その溶液の粘性又はシキソトロピック (thixotropic) な性質を利用して、ペイント、陶器のゆう薬の増粘剤、沈降防止剤、織物仕上用粘剤等がある。

本品は細菌が培養液中に生成する一種の菌体外生産多糖類であるが、同じく細菌類である *Leuconostoc* SPP. によってしょ糖含有培養液中に生成される粘質多糖類のデキストラン (一種のグルカンで、分子量を調製したものは血しょう増量剤としての用途がある。) に第 3913.90 号が適用されているところから「その他の高重合体」として本号に属する。

3923.29 1. P.V.C. beach bag

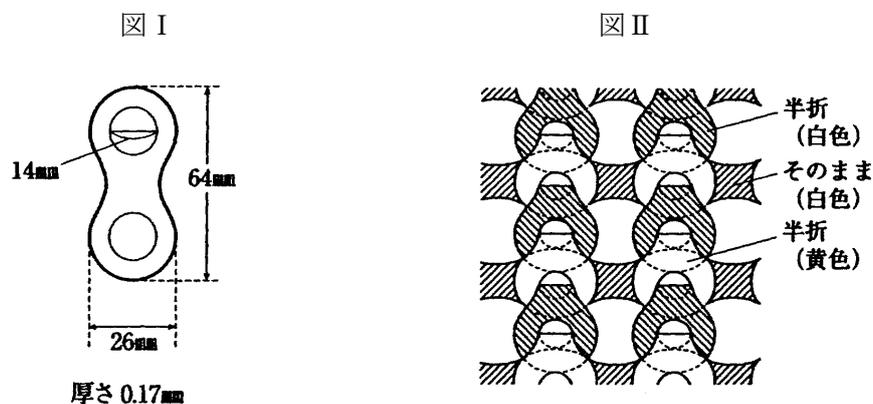
本品は、ポリ塩化ビニルのシート（厚さ約0.17ミリメートル）から打ち抜いた8の字形の素材（白黄2色。図I参照）を、半折りにし縦方向に、そのままの形状のものを横方向につなぎ合わせて（図II参照）袋の形（約35センチメートル平方）にし、これに硬質プラスチック製のさげ手を付けた物品である。

海水着入れ、買物袋等として使用される。

本品の素材は、その形状から見て、第46類注1のプラスチックのストリップには該当しないので、本品は、第4602.90号の組物材料の製品には含まれない。

また、本品の素材は、シートから特殊形状に切り抜いたものであり、シートの性格をとどめていないので、本品は、第4202.92号のプラスチックのシートで製造した買物袋類にも該当しない。

したがって、本品は、本品を構成する材料であるプラスチックの製品として、本号に属する。

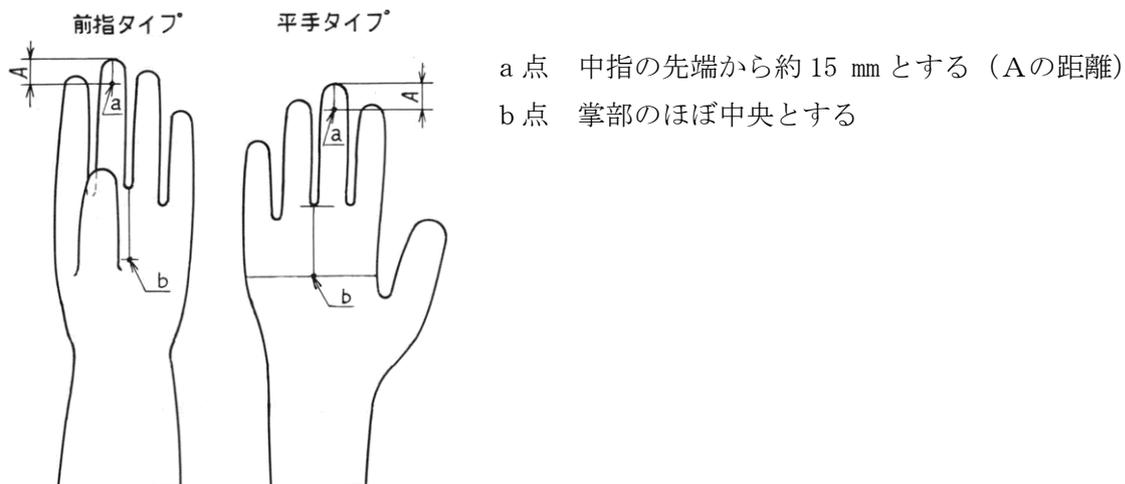


39.26 項 1. スキー用手袋について

1. 手袋の分類については、表面（外面）の構成材料が最も大きい面積を占める材質から成るものとして所属を決定する。この場合において、附属品は取り除いて計算するものとする。
2. 手袋の表面（外面）が紡織用繊維からなるものは、紡織用繊維製品として所属を決定する。
3. 手袋の表面（外面）の材質がプラスチック、紡織用繊維、プラスチックと三層構造で、紡織用繊維の両面がプラスチックで塗布又は被覆されているものはプラスチックからなるものとして所属を決定する。
4. その他の材質、構造から成るものは、今後それぞれについて所属を検討する。

3926.20 又は 4015.19 1. 厚さが 0.2 ミリメートル未満の手袋の関税分類について

輸入統計品目表第 3926.20 号及び第 4015.19 号に規定する手袋で、「厚さが 0.2 ミリメートル未満のもの」とは、下記図に示す a 点及び b 点を測厚器（例えば、マイクロメーター）を用いて測定した厚さが共に 0.2 ミリメートル未満のものをいう。



出典：日本産業規格

なお、輸入貨物の数量について、左右兼用のもの場合は、2 枚で 1 対 (PR) として取り扱う。

3926.20 2. ガウン (医療用、介護用その他の衛生管理用に供する種類のものに限る。)

輸入統計品目表第 3926.20 号 (統計細分 020) に掲げる「ガウン (医療用、介護用その他の衛生管理用に供する種類のものに限る。)」(以下「ガウン」という。))とは、プラスチック (プラスチックを積層した不織布のうち第 39 類に属するものを含む。) から製造した衣類であり、開放した後部を腰ひも等の留め具で閉じる構造を有し、かつ、袖口からの汚染物質の侵入を防ぐ構造 (例えば、ゴム等により絞られた手首までの袖口) を有するものをいう。

ガウンは、主に、医療、介護の現場で、体液、排泄物等が着用者の衣類や身体に接触するのを防止するためや、工場で、着用者の衣類から埃が飛散するのを防止するために使用される。また、ガウンは、ズボン、キャップ、手袋、シューズカバー等と共に提示される場合がある。

外観例



3926.90 1. Cup Schlung Plastic Material (spangle)

本品は、着色し、かつ、エンボス加工をした多数の人造プラスチック製小円板（アセチルセルロース系、直径6ミリメートル、厚さ0.18ミリメートル）を、その中心の小孔に糸を通し、別の糸を添えて、一定間隔のうろこ状に固定したものであり、婦人服等の装飾用トリミングとして使用するが、ゴム糸は使用されておらず、また、「製品」にされたものでもない。

（下図参照）



本品は、しん糸に小円板をとおし、これを3本の地糸とともに2本の押え糸で固定（押え糸を巻きつけることにより）したものであって、関税率表解説第58.08項に掲げるトリミングのように、同項の物品（リボン、粗ひも等）に小円板を取り付けたものではないので同項にいうトリミングとは認められない。本品の主要な特性はプラスチック製小円板にあるので、プラスチック製品として本号に属する。

3926.90 2. 押出成型された網地の分類例規について

（解説）

分類例規第1編中第3926.90号の1「網地」の解釈は次によることとする。

「押出成型によって作られたプラスチックの網地で、管状又は扁平なものをいい、フィラメントの太さは問わないものとする。」

なお、O・P設定の際の事例としては、次のものがあつた。

円筒形の内部ダイと外部ダイを逆方向に回転させながら、プラスチックを射出させてメッシュを作るもので、内部ダイ及び外部ダイのノズルが重なるごとに節ができるものである。

3926.90 3. ストリップを織ったものから成るもの（両面を全てプラスチックで塗布し又は被覆したものに限る。）

本細分には、ポリエチレン製のストリップ（フラットヤーン）を織り、両面をプラスチックで塗布し又は被覆し、防水加工を施し、周囲を縫製したものが含まれる。金具を取り付けてあるかないかを問わない。

本品は、主として、建築現場で建築途中の建造物、資材等を覆って雨よけ等に用いられ、「ブルーシート」又は「クロスシート」と呼ばれている。

（注）プラスチックの塗布又は被覆が片面のみのものは、本細分には分類されない（第59類注2（a）参照。）